



保福第108-5号
令和5年5月26日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係る新規ユーザ登録申請について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

標記制度については、医療法第6条の3第1項に基づき、基本情報については速やかに、その他情報については年1回以上都道府県知事に報告（以下、「定期報告」という。）することとされており、本県では毎年10月1日における医療機能情報を同年11月末までに報告することとしておりました。

今般、厚生労働省において、標記制度に係る全国統一システム（以下、「G-MIS」という。）を構築し、令和5年度以降の定期報告については、G-MISで行うこととなりました（令和5年度の定期報告は令和6年1月開始予定）。

G-MIS構築に伴い、各医療機関管理者に対して、別添の「医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係る新規ユーザ登録申請について（依頼）」（令和5年5月26日付け保福第108-1号）のとおり周知し、下記の団体等に周知依頼を行ったところです。

つきましては、これらの団体等に属さない病院等の管理者に対しては、貴保健所から周知してくださるようお願いいたします。

記

別途依頼済みの団体等

- ・鹿児島県（郡市）医師会
- ・鹿児島県（市郡）歯科医師会
- ・（医）徳洲会が開設する病院及び診療所
- ・鹿児島大学病院

保健医療福祉課医務係（担当：東）
TEL：099-286-2707
Mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp

保 福 第 1 0 8 - 1 号
令 和 5 年 5 月 2 6 日
(保健医療福祉課扱い)

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係る新規ユーザ登録申請について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。
標記制度については、医療法第6条の3第1項に基づき、基本情報については速やかに、その他情報については年1回以上都道府県知事に報告（以下、「定期報告」という。）することとされており、本県では毎年10月1日における医療機能情報を同年11月末までに報告することとしておりました。

今般、厚生労働省において、標記制度に係る全国統一システム（以下、「G-MIS」という。）を構築し、令和5年度以降の定期報告については、G-MISで行うこととなりました（令和5年度の定期報告は令和6年1月開始予定）。

つきましては、下記のとおりG-MISの新規ユーザ登録申請をお願いいたします。

なお、既にG-MISアカウントを所有されている医療機関におかれましても、今回の新規ユーザ登録が必要である旨申し添えます。

記

1 申請方法

(1) 電子メールアドレスを所持している医療機関

別添「医療機能・薬局機能情報提供制度新規ユーザ登録申請操作マニュアル」を御確認の上、以下のURLから登録申請をお願いいたします。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

(2) 電子メールアドレスを所持していない医療機関

医療機関の所在地が鹿児島市内の場合は保健医療福祉課医務係へ、鹿児島市外の場合は最寄りの各地域振興局・支庁保健福祉環境部地域保健福祉課指導監査（介護）係へお問合せください。なお、連絡先は別紙を御覧ください。

2 申請期限

令和5年6月28日（水）

※御不明な点については、以下を御参照ください。

問合せ内容	問合せ先	電話番号
新規ユーザ登録申請のシステム操作について	厚生労働省G-MIS事務局	0570-783-872
本依頼内容について	ア 医療機関の所在地が鹿児島市の場合 保健医療福祉課医務係 イ 鹿児島市外の場合 最寄りの各地域振興局・支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査（介護）係	別紙のとおり

保健医療福祉課 医務係
TEL : 099-286-2707

狂犬病対応マニュアルの一部改定の概要について

1. 概要

①組織名称

「鹿児島市保健所生活衛生課」を「鹿児島市健康福祉局保健部生活衛生課」へ修正

②施設名称

「動物管理事務所」を「動物愛護管理センター」へ修正

③狂犬病の現状について

「はじめに」における狂犬病の蔓延状況や死者数、輸入感染事例等について、厚生労働省ホームページから引用

④根拠法令及び条例

- ・「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」へ修正（全部改正による名称変更）
- ・犬の捕獲に関する根拠として、令和2年に制定された「鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例（令和2年条例第5号）」を記載
- ・負傷動物を收容する根拠として、愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第19条第1項を同法第36条第1項へ修正（法改正による条ずれ）

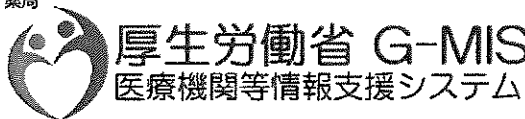
⑤文言整理

- ・1（2）アの「状況を聴取を行う」を「状況聴取を行う」へ修正
- ・2（1）エの「確定診断診断」を「確定診断」へ修正
- ・2（2）ウ（ア）の「保健所所長」を「保健所長」へ修正

など

報告機関用 ※1

※1 報告機関：病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局



医療機能・薬局機能情報提供制度
新規ユーザ登録申請
操作マニュアル Ver 1.00

新規ユーザ登録申請ページは以下URLからアクセスしてください。
操作マニュアルの内容に沿って利用者データの申請をお願いします。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

令和5年3月24日
厚生労働省 G-MIS事務局

改訂履歴

#	版数	改訂日	改訂者	変更箇所	変更内容/理由
1	0.80	2023/2/28	G-MIS事務局	初版	-
2	1.00	2023/3/24	G-MIS事務局	・以下の目次を追加 1-1. 本マニュアルの位置づけ 4-1. G-MIS問合せ先 ・操作画面画像の最新化	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

目次

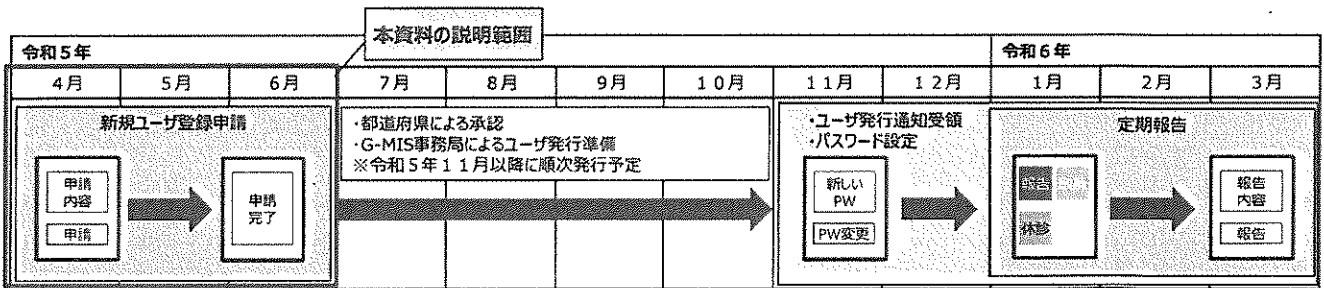
1. はじめに	
1-1. 本マニュアルの位置づけ 4
1-2. 操作マニュアル構成説明 5
2. 新規ユーザ登録申請	
2-1. システム操作概要 7
2-2. 報告機関情報の登録申請 8
3. 動作環境	
3-1. 動作環境 32
4. お問い合わせ先	
4-1. G-MIS問合せ先 34

1. はじめに

1. はじめに

1-1. 本マニュアルの位置づけ

- 令和6年1月より開始される定期報告に向けて、都道府県からの周知に基づき作業をする報告機関（病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局）に対しては令和5年11月以降に順次G-MISのIDの配布が行われる予定です。
- IDの配布にあたり実施していただく作業として、令和5年4月から6月の期間に、G-MISの新規ユーザ登録申請画面を用いた利用者データ申請を報告機関にて行っていただく必要があるため、当該申請に係る操作マニュアルを本資料に示します。
- ユーザ登録申請画面のページについては、以下URLからアクセスいただき、操作マニュアルの内容に沿って利用者データの申請をお願いします。
<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>
- 定期報告開始までのフローを以下に示します。



1. はじめに

1-2. 操作マニュアル構成説明

- 本資料では、G-MIS画面の操作について以下①～④の構成で説明します。

2. 新規ユーザ登録申請
2-2. 都道府県医師の登録申請 (1/23)

① 操作中の申請状況を示します。

② メールアドレス入力画面

③ G-MIS事務局

④ G-MISで医療機関情報提供制度、または、薬局情報提供制度に係る報告を行う際、各報告機関はG-MIS用のユーザを利用します。令和5年4月から6月の期間において、ユーザIDの発行に必要となる「新規ユーザ登録申請画面」から申請いただく必要があるため、以降に操作手帳を発行します。

下記ユーザ登録申請画面のURLにアクセスし、左記に示すメールアドレス入力画面に遷移します。
<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

① G-MIS新規ユーザ登録申請フォームにG-MISユーザで発行するメールアドレスを入力します。

【注意】
メールアドレスの入力方式为となります。

- ① 操作中の申請状況を示します。
- ② 操作中のG-MIS画面名を示します。
- ③ 操作中のG-MIS画面例を示します。
- ④ G-MIS画面の操作説明を示します。番号の順番に従い、操作を行ってください。

2. 新規ユーザ登録申請

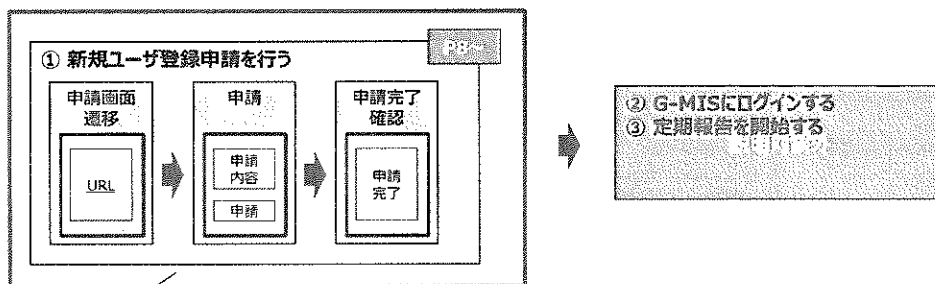
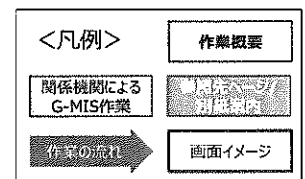
2. 新規ユーザ登録申請

2-1. システム操作概要

■ 報告内容の登録開始までのシステム操作概要として、3つのパートに分けて図示します。

- ① 新規ユーザ登録申請を行う → 2-2. 報告機関情報の登録申請 (P8～)
- ② G-MISにログインする
- ③ 定期報告を開始する

※別途、定期報告マニュアルを参照してください。



本資料の説明範囲

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (1/23)



メールアドレス入力画面

G-MISで医療機能情報提供制度、または、薬局機能情報提供制度に係る報告を行う際、各報告機関はG-MIS用のユーザを利用します。

令和5年4月から6月の期間において、ユーザ払い出しに必要な情報を「新規ユーザ登録申請画面」から申請いただく必要があるため、以降に操作手順を説明します。

下記ユーザ登録申請画面のURLにアクセスし、左記に示すメールアドレス入力画面に遷移します。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

- ① G-MIS新規ユーザ登録申請フォームにG-MISユーザで使用するメールアドレスを入力します。

【注意】
メールアドレスの入力は必須としております。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (2/23)



メールアドレス入力画面

- ② 「私はロボットではありません」のチェックボックスにチェックを入れます。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (3/23)



メールアドレス入力画面



【補足：ロボット操作であるかの確認画面について】
チェックボックスにチェックを入れた際、複数の画像が並べられた画面が表示される場合があります。
青枠に記載された指示に従い対象の画像を選択してください。
左記画面の場合は、自転車の画像をすべて選択します。

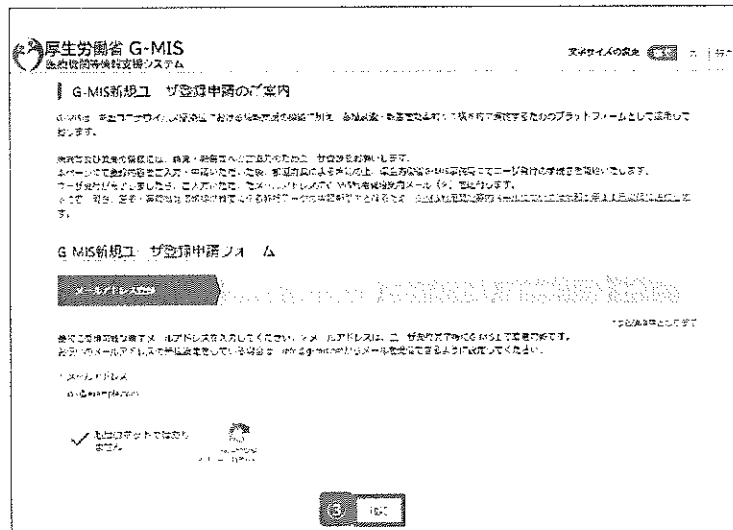
画像を選択したら、「確認」ボタンをクリックして、正しく画像を選択できているか確認が行われます。
正しく画像を選択できている場合は、「私はロボットではありません。」の横にチェックが入ります。
画像選択が誤っていた場合は、別の画像が表示され、再度選択対象画像が指示されるため、やり直してください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (4/23)



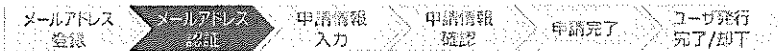
メールアドレス入力画面



③ 入力が完了すると、「確認」ボタンが表示されます。「確認」ボタンをクリックして、メールアドレス入力確認画面に遷移します。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (5/23)



メールアドレス入力確認画面

【注意】

ドメイン指定をされている場合は、「@g-mis.net」からのメールを受信できるように設定してください。

- ④ 入力したメールアドレスを確認し、「認証メール送信」ボタンをクリックして、入力したメールアドレス宛に認証コード通知メールを送信します。メールアドレスを修正する場合は、「メールアドレスを修正する」ボタンをクリックして修正してください。修正後、手順③から再開してください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (6/23)



認証コード通知メール

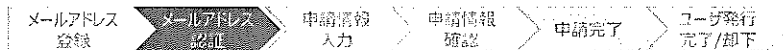
- ⑤ 受信した認証コード通知メールに記載されている6桁の認証コードを控ええます。

【注意】

認証コード通知メールを受信してから60分以内に「申請完了」ステータスまで操作を進めてください。60分経過すると、最初からやり直しになります。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (7/23)



メールアドレス入力確認画面

⑥ 手順⑤で控えた6桁の認証コードを認証コード欄に入力し、「認証」ボタンをクリックして、ユーザ登録申請入力画面に遷移します。
認証に失敗した場合は、受信した認証コード通知メールに記載されている6桁の認証コードを確認し、再度入力してください。

※認証コードが一致しない場合は「メールアドレスを修正する」ボタンをクリックして、再度手順④から実施してください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (8/23)



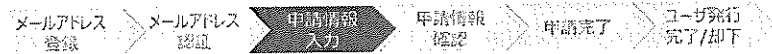
ユーザ登録申請入力画面

⑦ G-MIS新規ユーザ登録申請フォームに申請する報告機関情報、および、ユーザ発行する報告機関の連絡先情報を入力します。

※ユーザ登録申請の入力項目について、次ページで補足します。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (9/23)



ユーザ登録申請入力画面

【補足：入力項目について】
ユーザ登録申請では以下の情報が必要です。
ご準備の上、入力してください。

項目名	記入例	項目名	記入例
機関名	サンプル病院	機関コード	1234567890 ←
機関区分	1：病院	機関判別区分	1：保険機関コードもしくは助産所コードを持っている
電話番号	0312345678	保険機関コード	1301234567
郵便番号	1234567	市区町村	千代田区
都道府県	東京都	建物名	サンプルビル 1階
町名・番地	サンプル町1-2-3	担当部署	G-MIS課
担当者 姓	山田	担当者 名	太郎
担当部署 電話番号	00012345678	メールアドレス *	xxx@example.com

【機関コード補足】
機関コードの入力については、都道府県からの指示に従ってください。
(都道府県からの指示がなく、機関コードを知り得ない場合は、空白でも構いません。)

※鹿児島県追記
「機関コード」はかごしま医療情報ネットにおける貴施設の
利用者ID(施設ID)を入力くださいますようお願いいたします。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (10/23)



ユーザ登録申請入力画面

【補足：必須項目について】
項目の最初に「*」マークがつく項目は入力必須項目です。
未入力の場合、申請できません。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (11/23)



ユーザ登録申請入力画面

補足①

電話番号 ※ハイフンなし半角数字10桁または11桁で入力してください。
012345678

エラー: 電話番号は半角数字10桁または11桁で入力してください。

補足②

保険機関コード ※ハイフンなし半角数字10桁で入力してください。
012245678

エラー: 保険機関コードは、提供している都道府県庁舎番号(桁)と異なる10桁の番号をご入力ください。

補足③

都道府県番号 ※ハイフンなし半角数字10桁で入力してください。
1234567

エラー: 都道府県番号は、提供している都道府県庁舎番号(桁)と異なる10桁の番号をご入力ください。

補足④

保険機関コード ※ハイフンなし半角数字10桁で入力してください。
012245678

エラー: 保険機関コードもしくは都道府県庁舎番号(桁)と異なる10桁の番号をご入力ください。

【補足：入力形式によるエラーについて】

左記に例示するように、項目の入力形式と異なるテキストや数字を入力した場合、エラーメッセージが表示されます。

エラーメッセージの対応について、次ページ以降の補足①～③で説明します。

- 補足①：電話番号の桁数エラー
- 補足②：保険機関コードの入力チェックエラー
- 補足③：保険機関コードの都道府県番号エラー

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (12/23)



ユーザ登録申請入力画面

補足①

電話番号 ※ハイフンなし半角数字10桁または11桁で入力してください。
012345678

エラー: 電話番号は半角数字10桁または11桁で入力してください。

補足②

担当部署電話番号 ※ハイフンなし半角数字10桁または11桁で入力してください。
012345678901

エラー: 担当部署電話番号は半角数字10桁または11桁で入力してください。

【補足①：電話番号の桁数エラー】

電話番号は「0」から始まる、10桁または11桁で入力する必要があります。

エラーメッセージが表示された場合、最初の数字と桁数を確認して再入力ください。

※担当部署電話番号項目も同様です。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (13/23)



ユーザ登録申請入力画面

補足②

機関判別区分
1: 保険機関コードもしくは助産所コードを持っている (保険医療)

保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。

エラー: 機関判別区分に「1: 保険機関コードもしくは助産所コードを持っている (保険医療機関もしくは保険薬局である)」が選択されている場合、保険機関コードは半角数字10桁の必須入力です。

機関判別区分
2: 保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない (保険医療)

保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。

0123456789

エラー: 機関判別区分に「2: 保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない (保険医療機関もしくは保険薬局でない)」が選択されている場合、保険機関コードは入力不要です。

【補足②：保険機関コードの入力チェックエラー】
機関判別区分で選択した内容によって、保険機関コード項目の入力チェックが行われます。

- 「1：保険機関コードもしくは助産所コードを持っている (保険医療機関もしくは保険薬局である)」を選択した場合：
保険機関コードを入力してください。
- 「2：保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない (保険医療機関もしくは保険薬局でない)」を選択した場合：
保険機関コードの入力は不要です。
入力している場合は空白にしてください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (14/23)



ユーザ登録申請入力画面

機関判別区分
1: 保険機関コードもしくは助産所コードを持っている (保険医療)

保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。

0123456789

エラー: 保険機関コードは、選択している都道府県の都道府県番号2桁の数字を1桁の数字をこえ入力してください。

補足③

都道府県番号 ※半角数字2桁で入力

1234567

都道府県番号 ※半角数字2桁で入力

1234567

都道府県番号 ※半角数字2桁で入力

1234567

都道府県番号 ※半角数字2桁で入力

1234567

【補足③：保険機関コードの都道府県番号エラー】
保険機関コードの最初の2桁の数字が、申請対象機関の都道府県番号と一致する必要があります。
エラーメッセージが表示された場合、保険機関コードを確認して再入力してください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (15/23)



ユーザ登録申請入力画面

- ⑧ 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェックボックスに同意のチェックを入れます。
※左記画面では各内容の記載場所をイメージで記載しています。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (16/23)



ユーザ登録申請入力画面

- ⑨ 入力が完了したら、「確認」ボタンをクリックして、ユーザ登録申請内容確認画面に遷移します。

【注意】

入力した内容が項目の入力形式に合っていない場合、入力形式エラーが表示されます。エラーメッセージの内容に従って修正し、再度「確認」ボタンをクリックしてください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (17/23)



ユーザ登録申請内容確認画面

- ⑩ 入力内容を確認し、「申請する」ボタンをクリックして、ユーザ登録申請を行います。
入力内容を修正する場合、「申請情報を修正する」ボタンをクリックして情報を修正してください。修正後、手順⑨から申請作業を再開してください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (18/23)



ユーザ登録申請内容確認画面

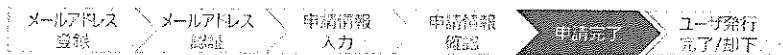
- 【補足：重複申請の確認について】
入力した機関名、保険機関コード、電話番号などの申請内容が過去の申請内容と一致した場合、重複申請であることがメッセージで表示される場合があります。

過去の申請内容に誤りがあり再申請する等の理由により、重複申請で問題ない場合は、「申請する」ボタンをクリックしてユーザ登録申請を行ってください。

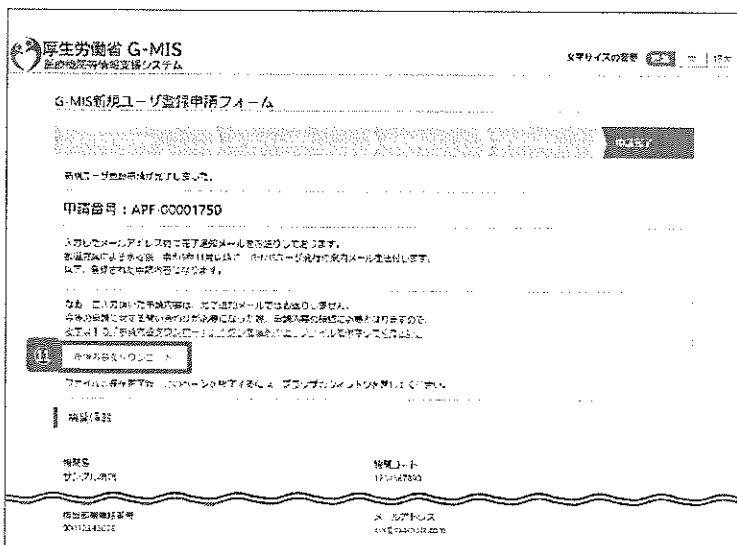
入力内容を修正する場合、「申請情報を修正する」ボタンをクリックして情報を修正してください。修正後、手順⑨から申請作業を再開してください。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (19/23)



ユーザ登録申請完了画面



申請完了後、左記の画面が表示されます。

※左記の画面は、あくまでユーザ登録申請の完了をお知らせするものであり、G-MISユーザの発行が完了しているわけではありませんので、ご注意ください。

都道府県による承認後、令和5年11月以降にG-MISユーザ発行の案内メールの通知が行われる予定です。

- ⑪ 今後、報告機関の皆様が申請内容に関してお問い合わせを必要とする際に、申請内容が必要になりますので、必ずダウンロードして保管してください。申請内容のダウンロードは、「申請内容をダウンロード」ボタンをクリックすると行われます。

【注意】

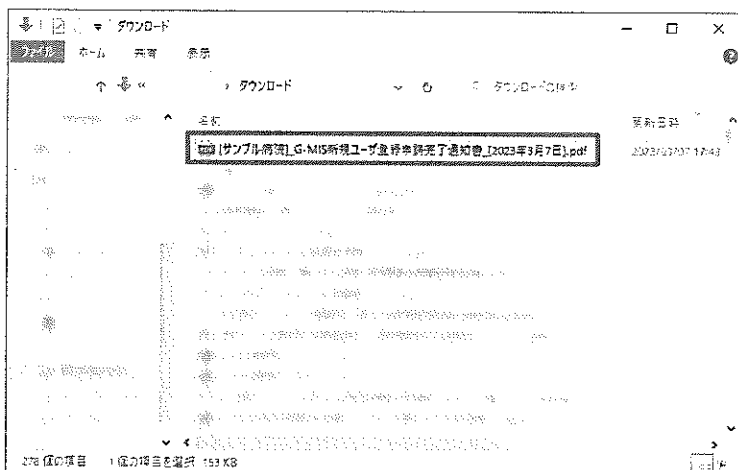
申請内容はメールで送付されません。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (20/23)



ユーザ登録申請完了画面

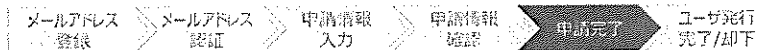


ダウンロードしたファイルは以下の命名規則になっています。大切に保管してください。

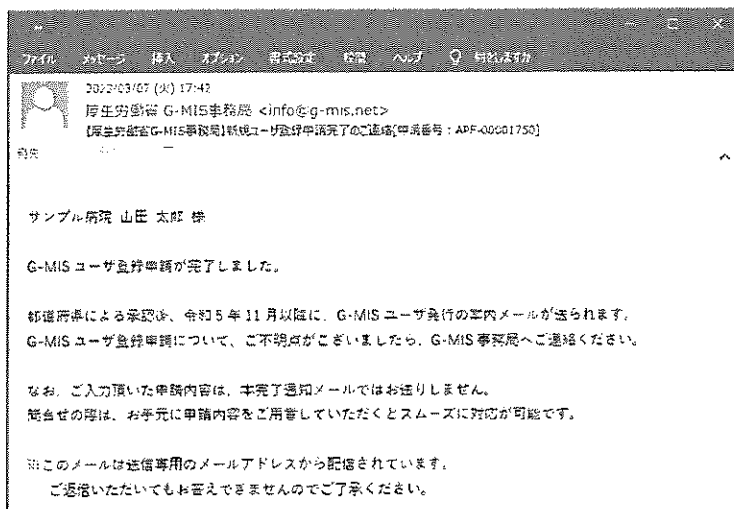
[機関名]_G-MIS新規ユーザ登録申請完了通知書_[申請日].pdf

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (21/23)



ユーザ登録申請完了メール



また、申請完了時、左記のユーザ登録申請完了メールが配信されます。

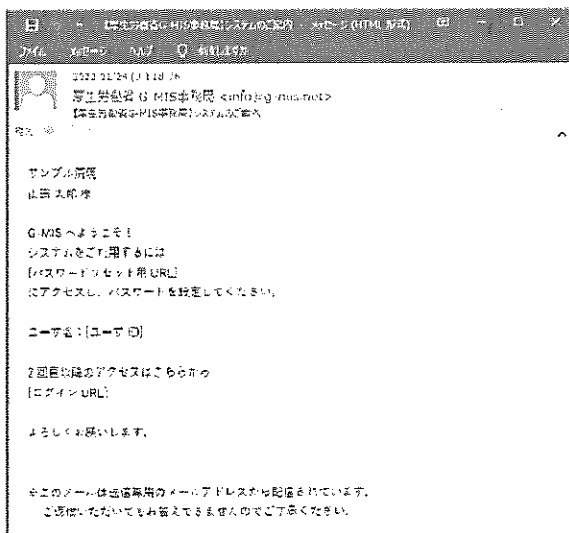
以上で、新規ユーザ登録申請は完了となります。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (22/23)



G-MIS利用案内メール



令和5年11月以降の通知予定です。

都道府県による承認、および、G-MIS事務局による申請内容の確認が完了すると、ユーザ発行が行われます。ユーザ発行が完了すると、報告機関に左記のG-MIS利用案内メールが配信される予定です。

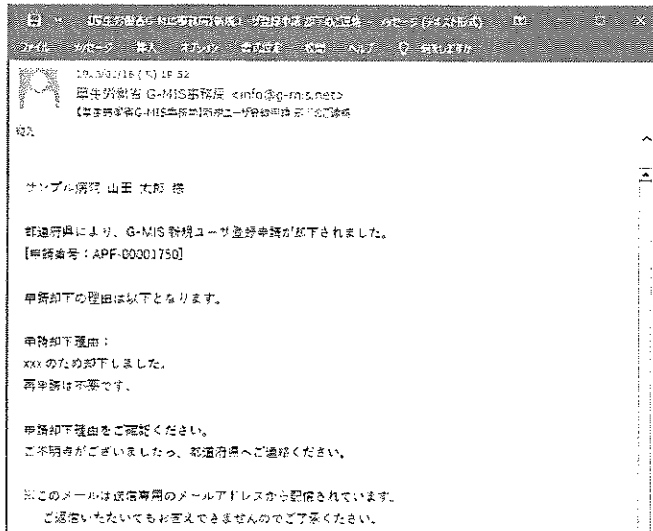
メールの案内に従い、ユーザのパスワードを設定してください。 ※上記作業を行っていただくのは、令和5年11月以降となる予定です。(現時点での対応は不要です。) また、既にG-MISアカウントを持っている病院等・薬局に対しては、G-MISからアカウントの確認が完了した旨が通知されます。

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請 (23/23)



ユーザ登録申請却下メール



都道府県またはG-MIS事務局から申請内容が却下されると、ユーザ登録申請却下メールが配信されます。

申請却下理由の内容を確認し、指示に従ってください。

- 再申請が必要な場合：手順①から再申請してください。
- 再申請が不要な場合：作業終了です。

3. 動作環境

3. 動作環境

3-1. 動作環境

①パソコン

プラットフォーム	ブラウザ
MacOS	■ APPLE SAFARI(最新バージョン) ■ GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■ MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)
Windows	■ GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■ MICROSOFT EDGE(Windows10のみ) ■ MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)

※ セキュリティの問題によりMicrosoft Internet Explorerは使用不可となっております。

②スマートフォン・タブレット

プラットフォーム	ブラウザ
Android端末	■ GOOGLE CHROME(最新バージョン)
iOS端末	■ APPLE SAFARI(最新バージョン)

③ドメイン制限解除

ネットワーク	ドメイン
Web接続	www.med-login.mhlw.go.jp www.g-mis.mhlw.go.jp

※インターネット接続制限をされている環境の場合は上記ドメインをすべて許可してください。

※設定方法は各医療機関のネットワークご担当者様にご確認ください。

4. お問い合わせ先

4. お問い合わせ先

4-1. G-MIS問合せ先

新規ユーザ登録申請のシステム操作に関わる内容についてご不明点ございましたら、「厚生労働省 G-MIS事務局」までお問合せください。
※本マニュアルに掲載されている内容に関するご質問以外（例：制度に係る問合せ等）はG-MIS事務局ではお受けできませんので、その点についてご留意ください。

【お問合せ先】

厚生労働省 G-MIS事務局

0570-783-872(土日祝日を除く平日9時～17時)

(別紙)

電子メールアドレスを所持していない方の連絡先一覧

(医療機関の所在地: 鹿児島市)

名称	住所	電話番号, FAX番号	所管区域
くらし保健福祉部保健医療福祉課 医務係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号	TEL: 099-286-2707 FAX: 099-286-5928	鹿児島市内

(医療機関の所在地: 鹿児島市以外)

名称	住所	電話番号, FAX番号	所管区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査介護係 (伊集院保健所)	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	TEL: 099-272-6301 FAX: 099-272-6270	鹿児島郡, 日置市, いちき 串木野市
南薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (加世田保健所)	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	TEL: 0993-53-8001 FAX: 0993-53-2680	枕崎市, 南さつま町, 南九 州市, 指宿市
北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (川薩保健所)	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	TEL: 0996-23-3166 FAX: 0996-20-2127	薩摩川内市, 薩摩郡, 出 水市, 阿久根市, 出水郡
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (始良保健所)	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	TEL: 0995-44-7963 FAX: 0995-44-7968	霧島市, 始良市, 始良郡, 伊佐市
大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (鹿屋保健所)	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	TEL: 0994-52-2125 FAX: 0994-52-2120	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡, 曾於市, 志布志市, 曾於 郡
熊毛支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査介護係 (西之表保健所)	〒891-3192 西之表市西之表7590	TEL: 0997-22-1830 FAX: 0997-22-0050	西之表市, 熊毛郡
大島支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (名瀬保健所)	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	TEL: 0997-57-7246 FAX: 0997-57-7251	奄美市, 大島郡